

令和 7 年度 監査計画

令和 7 年 4 月
越前市監査委員

目 次

1 基本方針	1
2 実施方針	1
3 実施する監査	1～5
(1) 定期監査	1
(2) 財政援助団体等監査	2～4
ア 出資団体	2
イ 補助金等交付団体	2～3
ウ 指定管理者	3～4
(3) 例月出納検査	4
(4) 決算審査	4
(5) 基金運用審査	4
(6) 健全化判断比率等審査	4
(7) 随時監査	4
(8) 行政監査	4
(9) その他の監査	5
(10) 監査実施手順	5
4 監査結果の報告・公表	5
5 その他	5
監査執行表	6～7

【注記】

文中、「地方自治法」を「法」、「地方自治法施行令」を「令」、「地方公営企業法」を「公企法」及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」とする。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、越前市監査基準に基づき、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進に資することを目的に監査を実施するものとします。

2 実施方針

(1) 市民視点の監査

市の事務事業が法令等を遵守し、適切に執行されているかという適法性はもとより、効率性、有効性、公平性等、市民の視点に立った監査を実施します。また、監査結果については、公示に加えて市ホームページでわかりやすさに留意し速やかに公表し、説明責任を果たします。

(2) 効率的かつ効果的な監査 ～リスクアプローチ～

効率的かつ効果的な監査に努めるため、事務事業等におけるリスクを識別し、リスク発生時の影響度を過去の監査結果に基づき総合的に勘案したうえで監査を実施します。

また、「業務手順書」により自らルールを整備し、リスクの洗い出しや管理、再発防止が図られているかといった内部統制としての有効性に留意し、予防的視点に重点を置いた監査を実施します。

(3) フォローアップする監査

監査結果が事務改善と適正化に資するよう、監査結果について庁内の共有を図るよう促すとともに、措置状況について適切に是正・改善されたかの事後検証等を行い、監査の実効性を高めます。

また、過年度の指摘事項等をもとに、事務局からの情報発信に努めます。

3 実施する監査

(1) 定期監査（法第 199 条第 4 項、監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号）

全ての部局を対象として年 1 回実施します。

- 財務事務監査：予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、起債及び一時借入金、現金及び有価証券の出納事務
- 経営に係る事業管理監査：経営関連（労務管理、業務管理、事務管理、事業管理）

監査重点項目

- ① 法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守
- ② 業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか
- ③ 業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認
- ④ 補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査
- ⑤ 債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性
- ⑥ 現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立

(2) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項、監査基準第 3 条第 1 項第 3 号）

出資・補助金等を交付している団体及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施します。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督や履行確認等が適切に行われているかについても、監査を実施します。

監査重点項目

- ① 協定書や関係法令等の遵守
- ② 内部管理体制（出納関係書類の整備・保管状況、チェック体制等）
- ③ 所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施
- ④ 備品等の管理
- ⑤ 自主事業（指定管理）及び自主事業に関する手続き

ア 出資団体

市の出資団体のうち、出資割合が 1/4 以上の団体を対象（令第 140 条の 7）とし、その事業が出資・設立の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも、監査を実施します。実施基準は、3 年に 1 度を原則とします。

■ 本年度実施団体

① 公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団

市出資金：40,000 千円/60,000 千円（出資率：66.66%）

② タケフ都市開発（株）

市出資金：141,500 千円（2,830 株/9,200 株）（出資率：30.76%）

イ 補助金等交付団体

補助金等（補助金、交付金、負担金等）の交付団体と所管課を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、また、所管課の実績報告に対する審査が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。監査の対象は、前年度に市が補助金等を交付した団体の中から選出します。また、市の所管課に事務局を置く団体については、定期監査と併せて実施します。

■ 本年度実施団体（補助金等は代表的なもので R5 決算額・R6 決算見込額 単位：千円）

① 紫式部プロジェクト推進協議会【所管課：経営戦略室】

補助金等	令和 5 年度	令和 6 年度
紫式部プロジェクト推進協議会負担金	292,000	123,000

② 地域自治振興事業交付金等交付団体（4 か所）【所管課：市民協働課】

団体	令和 5 年度	令和 6 年度
南地区自治振興会	7,523	7,100
坂口地区うららの町づくり振興会	3,053	3,046
味真野自治振興会	6,060	5,830
しらやま振興会	4,398	4,166

③ 越前市いきいきシニアクラブ連合会【所管課：長寿福祉課】

補助金等	令和 5 年度	令和 6 年度
老人クラブ活動補助金	7,610	7,553

④ 越前モノづくりフェスタ実行委員会【所管課：産業政策課】

補助金等	令和 5 年度	令和 6 年度
越前モノづくりフェスタ開催負担金	9,000	9,000
越前モノづくりフェスタ賑わい創出事業補助金	3,000	3,000

⑤ 一般社団法人 越前市観光協会【所管課：観光誘客課】

補助金等	令和 5 年度	令和 6 年度
越前市観光協会運営補助金 他	64,193	82,346

⑥ 一般社団法人 越前市浄化槽維持管理協会【所管課：上下水道課】

補助金等	令和 5 年度	令和 6 年度
合併処理浄化槽区域検査料補助金	36,738	40,919

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から、指定管理期間中に 1 回以上監査を実施します。協定書等に従って適切に運営されているか、委託料は対象事業外に使用されていないか、所管課との連携がとれているか、また、所管課の実績報告に対する審査、管理監督等が適切に行われているかを主眼として、監査を実施します。

■ 本年度実施団体（指定管理料は R5 決算額・R6 決算見込額 単位：千円）

① 柳荘管理協会【所管課：社会福祉課】

施設	令和 5 年度	令和 6 年度
コミュニティセンター「柳荘」 (期間：R5.4.1～R10.3.31)	33,560	35,566

② 公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団【所管課：農林整備課、文化県都推進課】

施設	令和 5 年度	令和 6 年度
ハツ杉森林学習センター (期間：R3.4.1～R8.3.31)	29,000	29,660
越前市文化センター、ふるさとギャラリー叔羅、 いまだて芸術館 (期間：H31.4.1～R6.3.31、R6.4.1～R11.3.31)	187,000	198,000

③ アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体【所管課：スポーツ交流課】

施設	令和 5 年度	令和 6 年度
武生中央公園（総合体育館、庭球場、多目的広場）、武道館 (期間：R5.4.1～R10.3.31)	86,000	87,200

④ 今立総合型スポーツクラブ【所管課：スポーツ交流課】

施設	令和 5 年度	令和 6 年度
今立体育センター（期間：R5.4.1～R10.3.31）	9,477	9,800

（３）例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 5 号）

会計管理者等の保管する現金の出納を対象として、毎月、事務が正確に行われているか検査します。併せて、提出された検査資料の普通預金通帳残高及び定期預金証書について各金融機関発行の残高証明書と照合します。なお、7 月には決算に伴い、有価証券及び出資による権利に関する書面等の在高、所在及び保管状況を併せて確認します。

（４）決算審査（法第 233 条第 2 項・公企法第 30 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 4 号）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているか確認します。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

各会計の決算計数が適正なものか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

イ 公営企業会計決算審査（公企法第 30 条第 2 項）

決算計数が適正なものか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査します。審査対象は水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計とします。

（５）基金運用審査（法第 241 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 6 号）

ひとり親家庭福祉推進資金貸付基金、奨学金貸付基金及び土地開発基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

（６）健全化判断比率等審査（健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、監査基準第 3 条第 1 項第 7 号）

決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業会計に係る資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査し、意見書を提出します。

なお、決算審査意見書等(上記(4)(5)(6))については、8 月下旬に市長へ提出し、9 月議会に付します。

（７）随時監査（法第 199 条第 5 項、監査基準第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号）

監査対象に対し必要に応じ実施する監査で、定期監査の期間延長等も本監査に含まれます。また、工事監査は、定期監査等の年間スケジュールに併せ、部局ごとに重要プロジェクト工事、年度をまたぐ工事等を対象として書類審査を行うもので、①計画 ②設計 ③積算 ④入札・契約 ⑤施工 ⑥検査・支払事務 ⑦維持管理 ⑧ライフサイクルアセスメント等が適正であるか、当該工事が安全に、合理的、効率的に行われたか等について検証します。

（８）行政監査（法第 199 条第 2 項、監査基準第 3 条第 1 項第 2 号）

行政監査は、必要があると認めるとき、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、テーマや対象を定め、実施するものです。

(9) その他の監査（監査基準第3条第3項）

法で定められている次の監査に際しては、その都度協議のうえ、実施します。

- ・ 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
〔事務監査とよばれるもので、選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、地方公共団体の事務の執行に関し監査の請求をするもの。〕
- ・ 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
- ・ 市長の要求に基づく事務の執行に関する監査（法第199条第6項）
- ・ 市長の要求に基づく財政的援助団体等の監査（法第199条第7項）
- ・ 市長の要求に基づく公金の収納等の監査（法第235条の2第2項・公企法第27条の2第1項）
- ・ 住民監査請求に基づく監査（法第242条）
- ・ 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項・公企法第34条）

(10) 監査実施手順

- ① 執行通知 …… 年度当初に通知
- ② 監査資料 …… 監査説明日の7日前に提出（データは12日前に提出）
- ③ 監査説明 …… 課長及び副課長
- ④ 書類審査
- ⑤ 指摘事案協議 …… 監査委員協議
- ⑥ 講評 …… 部長及び課長（部単位）
- ⑦ 報告・公表 …… 市長・議長等に通知及び公示
- ⑧ 措置状況回答 …… 具体的記述による措置（改善）状況回答
- ⑨ 措置状況公表 …… 措置（改善）状況について公示
- ⑩ 措置状況確認 …… 次年度の監査において確認

4 監査結果の報告・公表

監査結果については、法第199条第9項、第10項及び第11項により、市長、議長等へ報告し公表することとされています。公示（市役所前掲示板）による公表のほか、市ホームページに掲載します。また、その措置状況についても、同条第14項及び第15項により同様とします。

なお、次年度監査時に措置状況の報告を求めます。

<監査結果の区分>

- ・【勧告】（法第199条第11項）法令等に明確に違反するものや、その他適正を欠く事項のうち特に措置を講じる必要があると認められるもの
- ・【指摘事項】（法第199条第9項）法令等の明確な違反や不適切な事務処理等に対して是正措置等を求めるもの
- ・【意見】（法第199条第10項）組織及び運営の合理化に資するため改善や検討を望むもの

※詳細は、越前市監査基準訓令（別表）

5 その他

監査委員及び補助機関である事務局職員は、その職務が監査基準に基づいて遂行されるよう、研修等への参加により、専門的知識を身につけ、監査技術の向上に努めます。

- ・ 県都市監査委員会、全国都市監査委員会、北陸地区都市監査委員会、三地区都市監査委員会の総会や研修会
- ・ NOMA、市町村アカデミー等の研修

令和 7 年度 監 査 執 行 表

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
4 月 22 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	4 月 25 日 (金) ~ 4 月 30 日 (水)
4 月 24 日 (木) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)神山公民館	生涯学習・文化財課	
		(13:30~15:30)服間公民館	生涯学習・文化財課	
4 月 25 日 (金) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)国高公民館	生涯学習・文化財課	
		(13:30~15:30)南中山公民館	生涯学習・文化財課	
5 月 13 日 (火) 9:00 ~ 9:40 ~	監査委員室	生涯学習・文化財課 (生涯学習センター、文化財保護室、市史編さん室)	生涯学習・文化財課	5 月 14 日 (水) ~ 5 月 16 日 (金)
		図書館	図書館	5 月 21 日 (水) ~ 5 月 22 日 (木)
5 月 27 日 (火) 9:00 ~ 10:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	5 月 28 日 (水) ~ 5 月 30 日 (金)
		学校教育課	学校教育課	6 月 16 日 (月) ~ 6 月 18 日 (水)
		教育振興課	教育振興課	6 月 16 日 (月) ~ 6 月 18 日 (水)
6 月 3 日 (火) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)武生東小学校	教育振興課	
		(13:30~15:30)花筐小学校	教育振興課	
6 月 4 日 (水) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)武生第一中学校	教育振興課	
		(13:30~15:30)万葉中学校	教育振興課	
6 月 5 日 (木) 9:30 発	現地	(10:00~12:00)武生西小学校	教育振興課	
		(13:30~15:30)岡本小学校	教育振興課	
6 月 17 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	6 月 26 日 (木) ~ 6 月 30 日 (月)
7 月 22 日 (火) 9:00 ~ 10:00 ~ 10:30 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	7 月 29 日 (火) ~ 7 月 31 日 (木)
		教育委員会監査結果協議		
		(公営企業会計) 決算審査意見書協議		
8 月 5 日 (火) 9:00 ~ 9:10 ~ 9:50 ~ 10:30 ~	監査委員室	教育委員会監査結果講評	教育委員会	
		公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団 【財援(出資、指定管理)】	人事・法制課、農林整備課、文化県都推進課	8 月 12 日 (火) ~ 8 月 14 日 (木)
		タケフ都市開発 株式会社【財援(出資)】	都市計画課	8 月 19 日 (火) ~ 8 月 20 日 (水)
		(一般会計等) 決算審査意見書協議		
8 月 22 日 (金) 9:00 ~ 9:40 ~ 10:20 ~ 11:00 ~	監査委員室	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体 【財援(指定管理)】	スポーツ交流課	8 月 25 日 (月) ~ 8 月 26 日 (火)
		今立総合型スポーツクラブ【財援(指定管理)】	スポーツ交流課	8 月 27 日 (水) ~ 8 月 28 日 (木)
		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	8 月 27 日 (水) ~ 8 月 29 日 (金)
		市長へ決算審査意見書等提出		
9 月 2 日 (火) 9:00 ~ 9:40 ~ 10:30 ~	監査委員室	地域交通課	地域交通課	9 月 3 日 (水) ~ 9 月 5 日 (金)
		経営戦略室	経営戦略室	9 月 8 日 (月) ~ 9 月 11 日 (木)
		紫式部プロジェクト推進協議会【財援(補助等)】	経営戦略室	9 月 8 日 (月) ~ 9 月 11 日 (木)
		財務企画課	財務企画課	9 月 12 日 (金) ~ 9 月 17 日 (水)
9 月 16 日 (火) 9:00 ~ 9:45 ~ 10:30 ~ 11:10 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	9 月 26 日 (金) ~ 9 月 30 日 (火)
		デジタル政策課(国勢調査室)	デジタル政策課	9 月 18 日 (木) ~ 9 月 22 日 (月)
		都市計画課	都市計画課	9 月 24 日 (水) ~ 9 月 26 日 (金)
		財政援助団体等監査結果協議 (事業団、タケフ都市開発、アシックス、今立スポーツクラブ)		
9 月 30 日 (火) 9:00 発	現地	(9:30~10:00)坂口地区うららの町づくり振興会 【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 1 日 (水) 13:30 ~ 16:00
		(9:30~10:00)味真野自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 3 日 (金) 9:30 ~ 12:00
		(10:30~11:00)南地区自治振興会【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 2 日 (木) 9:30 ~ 12:00
		(10:30~11:00)しらやま振興会【財援(補助等)】	市民協働課	10 月 1 日 (水) 9:30 ~ 12:00
10 月 7 日 (火) 9:00 ~ 9:20 ~ 10:00 ~ 10:50 ~	監査委員室	財政援助団体等監査結果講評 (事業団、タケフ都市開発、アシックス、今立スポーツクラブ)	人事・法制課、農林整備課、文化県都推進課、都市計画課、スポーツ交流課	
		建築住宅課(空き家対策・住宅政策室)	建築住宅課	10 月 8 日 (水) ~ 10 月 10 日 (金)
		上下水道課(浄化センター)	上下水道課	10 月 14 日 (火) ~ 10 月 17 日 (金)
		一般社団法人 越前市浄化槽維持管理協会【財援(補助等)】	上下水道課	10 月 14 日 (火) ~ 10 月 17 日 (金)
		都市整備課(ダム・河川対策室)	都市整備課	10 月 20 日 (月) ~ 10 月 22 日 (水)
10 月 21 日 (火) 9:00 ~ 9:45 ~ 10:30 ~ 11:10 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	10 月 29 日 (水) ~ 10 月 31 日 (金)
		窓口サービス課(保険年金室)	窓口サービス課	10 月 23 日 (木) ~ 10 月 27 日 (月)
		健康増進課	健康増進課	10 月 28 日 (火) ~ 10 月 30 日 (木)
		総合政策部監査結果協議		

説明日時	場所	監査対象団体等	所管課	執行期間
11 月 4 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	総合政策部監査結果講評	総合政策部	
9:15 ~		こども未来課 (乳幼児教育・保育支援センター、こども家庭センター)	こども未来課	11 月 12 日 (水) ~ 11 月 14 日 (金)
10:00 ~		社会福祉課	社会福祉課	11 月 5 日 (水) ~ 11 月 7 日 (金)
10:40 ~		長寿福祉課	長寿福祉課	11 月 17 日 (月) ~ 11 月 19 日 (水)
11 月 10 日 (月) 13:00 発	現地	(13:30~15:30)にじろこども園	こども未来課	
11 月 11 日 (火) 13:00 発	現地	(13:30~15:30)家久保育園	こども未来課	
11 月 18 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	11 月 26 日 (水) ~ 11 月 28 日 (金)
9:45 ~		柳荘管理協会【財援(指定管理)】	社会福祉課	11 月 20 日 (木) ~ 11 月 21 日 (金)
10:30 ~		越前市いきいきシニアクラブ連合会【財援(補助等)】	長寿福祉課	11 月 25 日 (火) ~ 11 月 26 日 (水)
11:10 ~		福祉総合相談室	福祉総合相談室	11 月 27 日 (木) ~ 12 月 1 日 (月)
11:50 ~		建設部、財政援助団体等監査結果協議 (浄化槽維持管理協会、自治振興会)		
12 月 2 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	建設部、財政援助団体等監査結果講評 (浄化槽維持管理協会、自治振興会)	建設部、市民協働課	
9:15 ~		観光誘客課	観光誘客課	12 月 3 日 (水) ~ 12 月 5 日 (金)
10:00 ~		一般社団法人 越前市観光協会	観光誘客課	12 月 9 日 (火) ~ 12 月 10 日 (水)
10:40 ~		にぎわい創出課 (万葉菊花園)	にぎわい創出課	12 月 11 日 (木) ~ 12 月 15 日 (月)
11:20 ~		和紙・打刃物・たんす課	和紙・打刃物・たんす課	12 月 17 日 (水) ~ 12 月 19 日 (金)
12 月 16 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	12 月 24 日 (水) ~ 12 月 26 日 (金)
9:45 ~		産業政策課	産業政策課	12 月 22 日 (月) ~ 12 月 24 日 (水)
10:30 ~		越前モノづくりフェスタ実行委員会【財援(補助等)】	産業政策課	1 月 8 日 (木) ~ 1 月 9 日 (金)
11:10 ~		税務課 (納税・債権回収室)	税務課	1 月 5 日 (月) ~ 1 月 7 日 (水)
11:50 ~		市民福祉部、財政援助団体等監査結果協議 (柳荘、いきいきシニアクラブ)		
1 月 13 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	市民福祉部、財政援助団体等監査結果講評 (柳荘、いきいきシニアクラブ)	市民福祉部	
9:15 ~		財産管理課 (契約検査室)	財産管理課	1 月 14 日 (水) ~ 1 月 16 日 (金)
10:00 ~		スポーツ交流課	スポーツ交流課	1 月 19 日 (月) ~ 1 月 21 日 (水)
10:40 ~		文化県都推進課	文化県都推進課	1 月 22 日 (木) ~ 1 月 26 日 (月)
1 月 20 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	1 月 28 日 (水) ~ 1 月 30 日 (金)
9:45 ~		防災危機管理課	防災危機管理課	1 月 27 日 (火) ~ 1 月 29 日 (木)
10:30 ~		市民協働課 (ダイバーシティ推進室)	市民協働課	2 月 2 日 (月) ~ 2 月 4 日 (水)
11:10 ~		人事・法制課 (選挙管理委員会、情報公開室、組織改革推進室)	人事・法制課	2 月 5 日 (木) ~ 2 月 9 日 (月)
2 月 3 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	農政課 (農業委員会、有機農業・6次化推進室)	農政課	2 月 10 日 (火) ~ 2 月 13 日 (金)
9:40 ~		農林整備課 (森林・鳥獣害対策室)	農林整備課	2 月 16 日 (月) ~ 2 月 18 日 (水)
10:20 ~		環境政策課	環境政策課	2 月 19 日 (木) ~ 2 月 24 日 (火)
11:00 ~		産業観光部、財政援助団体等監査結果協議 (観光協会、モノフェス)		
2 月 17 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	産業観光部、財政援助団体等監査結果講評 (観光協会、モノフェス)	産業観光部	
9:15 ~		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	2 月 25 日 (水) ~ 2 月 27 日 (金)
10:00 ~		会計課	会計課	2 月 25 日 (水) ~ 2 月 26 日 (木)
10:40 ~		議会事務局	議会事務局	3 月 2 日 (月) ~ 3 月 3 日 (火)
11:20 ~		今立総合支所 (味真野出張所、白山出張所)	今立総合支所	3 月 4 日 (水) ~ 3 月 5 日 (木)
3 月 10 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	総務部、環境農林部、会計課、議会事務局、今立総合支所監査結果協議		
9:30 ~		次年度監査計画協議		
3 月 17 日 (火) 9:00 ~	監査委員室	総務部、環境農林部、会計課、議会事務局、今立総合支所監査結果講評	総務部、環境農林部、会計課、議会事務局、今立総合支所	
9:50 ~		例月出納検査(会計課、上下水道課)	会計課、上下水道課	3 月 27 日 (金) ~ 3 月 31 日 (火)